

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除 及び政党等寄附金特別控除について

一定の要件に該当する政治献金をした場合は、寄附金控除（所得控除）の対象となります。

また、その政治献金のうち、政党及び政治資金団体に対するものについては、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において寄附金控除と政党等寄附金特別控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

これらの控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をしたこと。
- (2) 政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- (3) 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

- (4) 公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）に対してする寄附でないこと（令和8年1月1日以後にされた寄附について適用。）。
- (5) 寄附金控除（所得控除）を受ける場合には、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「確認書」といいます。）が、政党等寄附金特別控除（税額控除）を受ける場合には、「確認書」と「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」が確定申告書に添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

○ お分かりにならない点がありましたら、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

令和8年1月
国 税 庁
総 務 省